

4-6. 全国市議会議長会表彰規程

昭和 11 年 8 月 3 日
議 決

改正議決 昭和 26 年 7 月 27 日
昭和 31 年 5 月 23 日
(中略)
平成 17 年 5 月 24 日

第 1 条 次の各号の 1 に該当する者はこれを表彰する。

- 1 4 年以上市議会正副議長の職にある者又はあった者。なお、市議会正副議長として 8 年以上、12 年以上、16 年以上、20 年以上、24 年以上、28 年以上及び 32 年以上その職にある者又はあった者は特別表彰を行う。
- 2 10 年以上及び 15 年以上市議会議員の職にある者又はあった者。なお、市議会議員として 20 年以上、25 年以上、30 年以上、35 年以上、40 年以上、45 年以上及び 50 年以上その職にある者又はあった者は特別表彰を行う。

第 2 条 在職年数の計算は毎年 4 月を基準とし、在職期間は就職の月から起算し、退職又は死亡の月をもって終る。

- 2 退職した後再就職したときは、前年の在職年月数は通算する。
- 3 退職した月において再就職したときは、再在職の在職期間は再就職の翌月から起算する。

第 2 条の 2 単独に市制を施行した町村及び市町村合併もしくは町村合併により市制を施行した町村の町村議会正副議長及び議員又は市の区域に編入された町村の町村議会正副議長及び議員の勤続年数は、それぞれの 2 分の 1 を第 1 条の勤続年数に通算することができる。ただし、この場合表彰を受ける正副議長にあつては 2 年以上、議員にあつては 3 年以上それぞれ市議会正副議長及び議員である者又はあった者であることを要する。

第 2 条の 3 平成 13 年 6 月 1 日以後の特別区の正副議長及び議員である者の在職年数は、施行日前の期間を在職年数に通算する。

第 3 条 表彰は会長がこれを調査し、毎年定期総会において行うものとする。

第4条 表彰は表彰状に記念品を添え、これを贈呈するものとする。

第5条 本規程施行に関する細則は会長がこれを定める。

附 則(昭和11年8月3日議決)

第1条 本規程は議決の日より之を施行する。但し現にその職にある者及び施行後市議会正副議長又は市議会議員となりたる者に対しては施行前に遡及通算する。

第2条 北海道、沖縄県の旧区議会議員又は区議会議員の在職年数は之を市議会議員の在職年数に通算する。

附 則(昭和26年7月27日改正議決)

- 1 本規程は、議決の日から施行し、昭和26年4月まで第1条各号に掲げる職にあった者に適用する。
- 2 前項該当者で昭和26年の定期総会において表彰されなかった者は、次の定期総会でこれを表彰する。

附 則(昭和31年5月23日改正議決)

この規程は、昭和31年度の表彰から施行する。

(中略)

附 則(平成17年5月24日改正議決)

この規程は、平成17年5月25日から施行する。